

農業委員会だより

●発行 令和2年3月31日
●企画・編集 大和市農業委員会
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話 046(260)5137

農家戸数/379戸
農地面積/199.64ha
(令和2年1月1日現在)



大和市推奨品栽培プロジェクト「大和の芋焼酎和み」



都市農業の発展に向けて

大和市農業委員長 小菅 正徳

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しましてご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年は、9月と10月に相次いで上陸した台風が、関東、甲信、東北地方に強風、大雨をもたらし、各地で農産物等に多大なる被害が生じるなど、自然災害の驚異を再認識した年でありました。本来であれば、農家の一年の苦労が報われる秋となるはずでしたが、残念ながらそうはならなかった方々も多くいらっしゃったのではないかと思います。

都市における農地は、農業生産の場であるだけでなく、緑の環境や良好な景観形成、また災害時の防災協力農地の機能、並びに学校教育における農作業の体験や食農教育の場など多面的な役割を担っております。また、本市では、農地が消費者の住居と比較的近くにあり、顔の見える農家から安全で新鮮な農産物を直接供給することが

できるため、直売所に対する近隣住民のニーズも高まってきています。

一方、後継者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の減少などにより、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そのため、農業委員会では耕作がなされずに農地が遊休化・荒廃化しないように、遊休農地対策部会を設置し、遊休農地の発生防止や解消に努めるとともに、農業委員全員が参加する農地パトロールを今年度も2回実施し、併せて遊休化が懸念される農地の所有者の方への指導なども行ってきました。その結果、皆様のご協力もあり、今年度は遊休農地の増加を防ぐことができました。

今後も地域や関係機関の方々の協力のもと、農業者の代表として本市の農業発展に向け業務に取り組んでまいりますので、皆様方より一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

主な内容

- 会長あいさつ ① 農地の適正管理を心がけましょう ④
- 農業委員会活動報告 ② 知って得する農業者年金制度 Q&A ④
- 農地中間管理事業 ③

農業委員会活動報告

(平成31年1月～令和元年12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定、農地転用に伴う農地法の許可申請の審査等を行っています。

また、今年も農地パトロール月間である8月及び10月に市内農地のパトロールを実施しました。6班に分かれて市内の農地を巡り、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、

耕作できない農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や都市農地の賃借の円滑化に関する法律等を活用し、意欲のある農業者に貸し付けるなど有効利用を図っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため、先進地視察研修も行っています。

今年も、茨城県つくば市の食と農の科学館・みずほの村市場を視察しました。



農地パトロール



みずほの村市場

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	0
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	9
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	6
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	113
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	15
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	6
その他	農地中間管理事業の推進に関する法律ほか	2

農政活動協力金募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただいた「一般社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月に取りまとめが完了し、合計で157,800円となりました。お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるように様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。



農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、相続した方が地元を離れて、自分では手入れができない場合などに、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。

相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握することで、農地の有効利用に役立てています。



手続きは簡単です。大和市農業委員会へお問い合わせください。電話046(260)5137

《農地中間管理事業》

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています!!

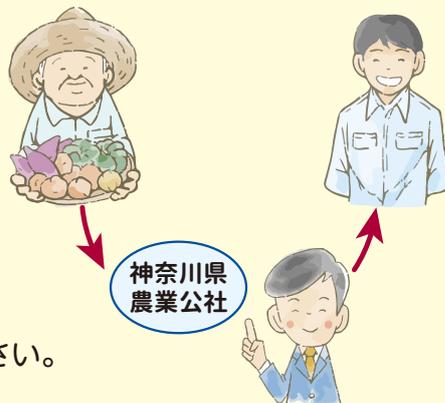
農地の規模を拡大したい方や、農業に新規参入する方に農地をお貸しします。
また、農地を貸したい方もあわせて募集しています。
※対象：市街化区域以外の農地(令和2年4月1日以降)

農地を借りたい方

2020年度の農地借受希望者を募集しています。

募集期間 通年で応募を受け付けています。

募集区域 県内29市町
神奈川県農業公社ホームページの
「農地借受希望者募集区域一覧表」をご覧ください。



農地を貸したい方

随時、募集を行っています。

神奈川県農業公社に「貸付希望申出書」を提出してください。

◆農地の借受けは、貸付先が見つかった時点となります。

詳細につきましては、神奈川県農業公社のホームページをご覧ください

神奈川県農業公社 **検索**



問い合わせ先

〔農地中間管理機構〕 公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760

ホームページ <http://www.k-nk.or.jp> **E-mail** jimukyoku@k-nk.or.jp

生産緑地地区の新規指定の相談

市では、生産緑地地区の新規指定の相談を受け付けています。市街化区域内の農地を所有し指定を希望する方は、電話予約の上、相談にお越しく下さい。

問い合わせ先

街づくり計画課 都市計画係(本庁舎4F) TEL 046-260-5443

「農家・農地基本台帳補完調査について」

例年12月に実施している農地基本台帳補完調査について、生産支部に所属している方は都市農業振興推進員(旧生産嘱託員)が配布と回収を行っていましたが、令和2年度より全件郵送にて配布と回収を行いますのでご協力をお願いいたします。

お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

●市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。

●市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って
手続きしてください。

農地の適正管理を心がけましょう

農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾しないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、所有者が多額な費用をかけて是正することにもなりかねません。

農地を耕作できなくなった場合は

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんを行っていますので、ご相談ください。



農地のご相談は 農業委員会事務局 電話 046-260-5137 または 各地区農業委員まで

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金
【農特】

知って得する 農業者年金

Q&A

女性農業者の
 皆さんご存知ですか？



Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することをお勧めします。

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年(84歳)、女性が24年(89歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、**生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入をお勧めします。**

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で約13万円)できたとしても、月額10万円が不足することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で約22万1千円受給できます。)

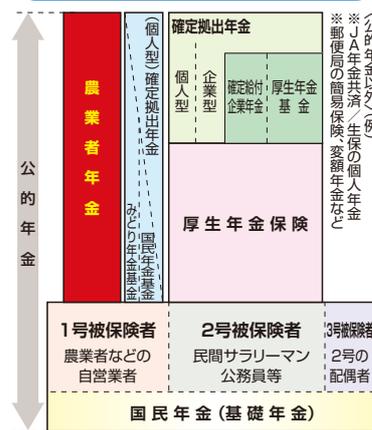
農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金**に是非ご加入ください。

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなったとき、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月約6万5千円)だけになってしまいます。

家族一人ひとりの加入が大切



老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
 電話: 03(3502)3942 FAX: 03(3592)2660
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!